

旭川市報道依頼

各報道機関 様

KJ00160396

2023年10月16日

発信課	消防本部予防指導課
担当者	査察担当 北田
連絡先	電 話 0166-25-1123
	F A X 0166-23-9966
	E-mail yoboshido@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 <input checked="" type="checkbox"/> 募集 <input type="checkbox"/> 契約・入札 <input type="checkbox"/> 会議・説明会 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>
日 程	令和5年10月19日 10時30分 ~ 令和5年10月19日 11時30分
発表項目 (行事名)	全道秋の火災予防運動の実施について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>趣旨 秋の火災予防運動を実施します(令和5年10月15日~31日) 秋から冬にかけて、暖房器具の使用等により火災が多く発生する季節を迎えるにあたり、火災予防意識の一層の周知を図るために、毎年この時期に全道一斉に火災予防運動を実施します。 また、運動期間中に市内事業所において、自衛消防訓練を実施し、その様子を取材等の広報効果により地域の皆様に火災予防の啓発を図りたい。</p> <p>日時 10月19日(木) 10時30分から11時30分まで</p> <p>場所 北海道旅客鉄道株式会社 旭川支社 宮下通6丁目</p> <p>内容 事業所において火災が発生したとの想定で、災害対応に必要な119通報・初期消火・避難誘導の訓練を実施し、災害対応力の向上を図る。</p>
添付資料	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
報道(取材)に当たってのお願い	JR北海道旭川支社様の訓練を取材していただける場合や、期間中の行事について取材等していただける場合は事前に消防本部予防指導課にご連絡ください。
備 考	

令和5年秋の火災予防運動期間中の行事計画

行事名	期日	場所	参加予定者・対象者	内容
火災防ぎょ訓練	10月17日(火)	層雲峡朝陽亭 上川町字層雲峡温泉	上川消防署 層雲峡出張所 上川町消防団 防火対象物関係者	消防職団員の技術向上や、地域住民の防火意識の高揚を図るため、火災防ぎょ訓練を実施する。
スーパーエイジ防火クラブ員による街頭広報	10月15日(日)から 10月31日(火)まで	物販店舗(市内スーパー等)	地域住民	スーパーエイジ防火クラブ員が、買い物客に対して防火チラシ等を配布するとともに、火災予防を呼びかける。
ちびっ子防火絵画展 防火ポスターコンクール合同展示会	10月20日(金)から 10月27日(金)まで	イオンモール旭川駅前	幼年消防クラブ員・ 市内小中学生・市民	防火に関する絵画やポスターの原画を作成することにより、子供達の防火意識の高揚を図る。また、それらの作品を展示し、多くの市民に鑑賞してもらうことで火災予防を呼びかける。
女性防火クラブ員による防火広報	火災予防運動 期間中 10月15日(日)から 10月31日(火)まで	市内一円	地域住民	クラブ員が地域住民に巡回広報を行い、火災予防を呼びかける。
防火パトロール		市内一円 上川町内一円 鷹栖町内一円	地域住民	消防車両による巡回広報を実施し、火災予防を呼びかけ、乾燥時又は強風時の火気の取扱いにおける注意喚起、放火火災の抑止及び製品火災の発生防止を図る。各消防署において随時車両巡回広報を行うほか、10月16日は、支援車I型等の消防(救急)車両を用い、あらかじめ走行ルートを決めた上での巡回広報を行う。10月16日巡回広報ルート等は、3ページ目及び4ページ目の「令和5年秋の火災予防運動防火広報実施要領(10月16日実施分)」をご確認ください。
ほのぼの防火訪問		市内一円	75歳以上の方のみで構成する世帯	消防職員・消防団員・防火訪問協力員(女性防火クラブ員)が対象者宅を訪問し、防火点検、指導及び日常生活における防火に関する障害や不安の解消を図る。
防火・防災パネル展の実施		東部まちづくり住民センター	地域住民	東部まちづくり住民センター内で防火・防災に関するパネル展を実施し、防火意識の高揚を図る。

(裏面へつづく)

行事名	期日	場所	参加予定者・対象者	内容
防火査察	火災予防運動 期間中 10月15日(日)から 10月31日(火)まで	市内一円 上川町内一円 鷹栖町内一円	防火対象物関係者	建築物の防火対策の徹底を図るため、防火査察を実施する。
消防団員による防火広報		市内一円	地域住民	消防分団が消防車により担当地区の巡回広報や防火パレードを行い、地域住民に火災予防を呼びかける。
防火管理協会及び危険物安全協会によるマークプレートの着用		加入事業所	加入事業所会員	事業所の職員が「火災予防マークプレート」を着用し、来店客等に火災予防運動の実施を周知し、火災予防を呼びかける。
多数の者が集合する催しに対する火災予防指導の徹底		市内一円 上川町内一円 鷹栖町内一円	地域住民	多数の者が集合する催しに対し、ガソリン等の貯蔵・取り扱いに関すること、火気器具の使用に関すること及び照明器具の取り扱い等の火災予防指導を徹底する。
防火看板の掲示、消防車両へマグネットシートの貼付及び職員のマークプレート着用による広報		市内消防庁舎・市庁舎 上川町内消防庁舎 上川町役場 上川医療センター 鷹栖町内消防庁舎 鷹栖町内消防団詰所	地域住民	各消防庁舎前及び各市町関係施設前に防火看板等を掲示するとともに車両へのマグネットシートの貼付けを実施する。 また、消防職員及び市職員はマークプレートを着用し、地域住民に火災予防を呼びかける。
防火ポスターによる広報 ツイッター及びホームページによる広報		市内一円 上川町内一円 鷹栖町内一円	旭川市内及び上川町内、鷹栖町内における事業所及び地域住民	各事業所については防火ポスターを配付、地域住民についてはホームページ及びツイッター等で広報し、火災予防を呼びかける。
市民広報誌「あさひばし」による広報		市内一円	地域住民	市民広報誌「あさひばし」に火災予防運動の情報を掲載し、火災予防を呼びかける。
防火相談所の開設		市内消防庁舎 上川町内消防庁舎 鷹栖町消防署	地域住民	各消防署を防火相談所として位置付け、防火・防災・救急に関する相談等を受ける。

令和5年秋の火災予防運動防火広報実施要領（10月16日実施分）

1 実施内容

秋の火災予防運動の開始に伴い、市内の火災予防意識の普及・啓発のため、消防車両3台が市内一円を広報をしながら巡回します。

2 実施日時

令和5年10月16日（月） 13時30分から同日15時15分まで

3 参加車両

- (1) 指揮車（旭川指揮1）
- (2) 救急車（旭川救急2）
- (3) 支援車（旭川支援）

4 走行ルート



※ 国土地理院地図を使用，走行経路等の追加を行っているもの

5 タイムテーブル（実際の交通の状況等により前後します。）

- 13：30 防災センター（東光27条8丁目）出発。道道1160号を西へ進行
- 13：40 1条通19丁目交差点を左折，上川神社方面へ進行
- 13：45 神楽4条13丁目交差点を右折，国道237号線を西へ進行
- 13：50 神楽5条4丁目交差点を左折，神居方面へ進行
- 13：52 神居2条11丁目交差点を右折，忠和方面へ進行
- 14：00 忠和4条2丁目交差点を右折，近文方面へ進行
- 14：09 末広7条3丁目交差点を右折，旭川環状線を国道40号線方面へ進行
- 14：14 末広1条4丁目交差点を左折，国道40号線を北へ進行
- 14：21 東鷹栖東1条3丁目交差点を右折，永山方面へ進行
- 14：27 永山2条19丁目交差点を右折，市内方面へ進行
- 14：30 北消防署永山出張署 到着（休憩15分）
- 14：45 北消防署永山出張署 出発，市内方面へ進行
- 14：52 永山2条5丁目交差点を左折，旭川環状線を豊岡方面へ進行
- 15：05 東光5条7丁目交差点を左折，道道1160号線を東へ進行
- 15：15 防災センター（東光27条8丁目）到着，巡回広報終了

6 その他

市内の災害発生等の状況により，事前の連絡なく中止又は参加車両の変更を行う場合があります。